

「VR102-5 恒久的試験施設以外で実施する EMC 試験活動を認定範囲とする場合の特定要求事項」に対するコメント

2024 年 03 月 29 日 (意見募集開始日)

本改定案に対するご意見及び回答

No.	条項	ご意見	回答 (VLAC)
1	1 項	参照規格に CISPR TR 16-2-5 を含める方が良いかと思ます。将来的には現在検討中の CISPR 37 も必要になるかと思ます。	意見募集開始時の Draft 版に採用しました。
2	3 項	逸脱を容認した根拠や理由に関して、審査員は統一の判断で妥当性を確認できるか疑問です。	技術審査員間で判断基準にばらつきが生じないよう、審査員研修会等で整合を図ります。
3	4 項	イミュニティ試験にて、法規制の順守の観点で放射イミュニティが可能であるか、また規制当局との了解が必要にならないか。	IEC 61000-4-3 を現地測定で規格に準ずる 3 V/m 又は 10V/m の試験を実施する事は電波法に抵触する為、近接または BCI で代用するのではないかと考えています。 顧客メーカー等の電波暗室で均一電界データの取得支援を行う、またはイミュニティ試験設備を持たない試験所に評価に必要な機器を持ち込んで試験するケースを想定しています。
4	2 項	前提条件過ぎて記載されていないのかもしれませんが、「VLAC の要請に基づき、VLAC 審査員の試験場への立ち入りを許可する」旨の内容もあったほうがよくないでしょうか。	意見募集開始時の Draft 版に採用しました。 VLAC と試験所は審査員の立ち入りに関して審査毎の同意書で契約を交わしていますが、現場試験の監査に立ち入る際は確実に許可を求める必要がありますので、2 項 4) に明記しました。
5	6 項	CBTL としては、本内容は CTF stage1 又は stage2 の登録そのものとなります。試験場所としての品質管理の一定化をなすために、VLAC 試験所認定制度における現場試験(In-Situ)は、CB 制度 CTF1 又は CTF2 に準じた確認、及び、認定中においては定期的な監査を、IECEE で定められた CTF Assessment Report (OD 文書)を使用し行うこととしてはいかがでしょうか。	認定試験所は必ずしも CBTL であるとは限らないので IECEE の規則を引用する(義務付ける)必要はないと考えます。
6	4 項	特に大型機器に関して、(試験所が)規格に記載されている要件に併せて手順を準備する場合、試験所と審査員の考えが食い違ってしまうと、(試験所側では)適合判定となっても(審査員側では)認められない事態が発生します。この場合の処置はどのようにすればよいかの提言の必要性を検討して頂きたく存じます。	この課題は現場試験に限りません。試験所が実施した妥当性の確認、顧客との合意、これらの有無と技術的に正当性があるか否かに拠ります。 その他懸念があれば、審査員研修会等で現場試験を担当して頂く技術審査員との間で協議します。

[付記]意見募集開始は 2024 年 3 月 14 日 (VLAC 技術審査員向け)、同 3 月 29 日 (一般向け) の 2 段階に分けました。